

2023年12月13日

非公開会社(private company)の株券等の電子化義務

弁護士 琴浦 諒 / 大河内 亮

Contents

- I. 非公開会社(private company)の株券等の有価証券の電子化義務
- II. 改正の概要
- III. demat account(電子証券口座)
- IV. 終わりに

I. 非公開会社(private company)の株券等の有価証券の電子化義務

インド企業省(Ministry of Corporate Affairs)は、2023年10月27日付の通達により、インドの会社法である Companies Act, 2013(以下「**インド会社法**」といいます。)の施行規則の1つである Companies (Prospectus and Allotment of Securities) Rules, 2014の改正を公告し、これにより、一定以下の小規模会社及び政府系会社を除くすべての非公開会社(private company)について、その発行する株式等の有価証券を原則として2024年9月末までに電子化(dematerialization)することが実質的に義務づけられました。

従来は、公開会社(public company)についてのみ、このような株式等の有価証券の電子化の義務が課されていましたが、今回の改正は同様の義務を非公開会社にも課すものです。

II. 改正の概要

1. 適用対象

本改正は、一定の規模以下の小規模会社(以下「**小会社**」といいます。)と政府系会社を除き、すべての非公開会社に適用されます。

小会社は、①払込資本金額が4000万ルピー以下、かつ②直近の損益計算書上の売上高が4億ルピー以下の双方の要件を満たす非公開会社をいいます(インド会社法2条85号)。ただし、いずれかの会社の親

会社または子会社にあたる会社、インド会社法 8 条に基づいて設立された慈善事業を目的とする会社、特別法に基づいて設立された会社・法人は、たとえ上記各要件を満たしていたとしても、小会社には該当しません。

以下、本改正による規制が適用される非公開会社を、「**適用対象非公開会社**」といいます。

2. 義務の内容

(1) 適用対象非公開会社の義務

適用対象非公開会社は、2024 年 9 月 30 日(ただし、会計年度の末日が 2023 年 3 月 31 日以降である場合、その会計年度の末日から起算して 18 か月以内)¹の期限(以下「**対応期限**」といいます。)内に、以下の対応を行う必要があります。

- (a) 株式等の有価証券を発行する場合、電子化された態様でのみ行うこと
- (b) 同社が発行するすべての既存の有価証券の電子化の促進

また、有価証券の発行、自己有価証券の取得、ボーナス株式や株主割当株式等の発行の募集を対応期限後に実施しようとする適用対象非公開会社は、それらの募集を行う前に、プロモーター、役員、主要経営責任者が保有する既存の有価証券のすべてを電子化する必要があります(全株主が保有する既存の有価証券のすべてを電子化する必要まではありません。)

(2) 適用対象非公開会社の有価証券の保有者の義務

適用対象非公開会社の有価証券の保有者は、以下を遵守する必要があります。

- (a) 対応期限後に有価証券を譲渡しようとするときは、譲渡前に当該有価証券を電子化すること
- (b) 対応期限後に適用対象非公開会社の有価証券を引き受けるときは、引き受け前にその保有する既存の有価証券を電子化すること

適用対象非公開会社の既存の有価証券の保有者について、適用対象非公開会社が行おうとする「同社が発行するすべての既存の有価証券の電子化」(上記 2.(1)の(b)参照)に協力する義務は法令上定められていません。したがって、適用対象非公開会社の既存の有価証券の保有者は、上記取引を行わない限りは、現物の有価証券(株券、社債券等)を保有し続けられるものと考えられます。

しかしながら、対応期限後に上記取引を行う場合には、保有する有価証券の電子化が事実上強制されること、適用対象非公開会社が行おうとする「同社が発行するすべての既存の有価証券の電子化」の一環として協力を求められる可能性が高いことなどに鑑みれば、同要請に応じて保有する有価証券の電子化を進めた方が良いと考えられます。

¹ 改正法上は、「2023 年 3 月 31 日又はそれ以降の日を事業年度の末日とする適用対象非公開会社は、当該事業年度の末日から 18 か月以内を期限とする」旨が定められています。したがって、2023 年 3 月 31 日が 2022 年度の事業年度の末日となる適用対象非公開会社については、具体的な対応期限は 2024 年 9 月 30 日となり、それ以降の日が事業年度の末日となる適用対象非公開会社については、その日から起算して 18 か月以内が対応期限となると考えられます。なお、インド会社法上、会計年度は原則として 4 月 1 日から 3 月 31 日までと定められているため、多くの日系企業のインド子会社や出資先にとっては、対応期限は 2024 年 9 月 30 日になるものと考えられます。

III. demat account(電子証券口座)

1. 概要

電子化された株券その他の有価証券を保有するためには、demat account と呼ばれる電子証券口座を、銀行や証券会社等の depository participant(※証券決済機構への参加者、という意味です。以下「DP」といいます。)に開設する必要があります。

そのため、既存の現物の有価証券の電子化に応じる場合、あるいはたとえ既存の現物の有価証券をそのまま保有する、という判断をした場合でも、適用対象非公開会社は対応期限内に新規の有価証券の発行を電子化する必要があるため、遅くとも対応期限後に同社から新規に有価証券を引き受ける場合には、いずれかの DP に demat account を開設する必要があります。

2. DP の選択

demat account を開設する DP は、(日本においてどの銀行に銀行取引口座を開設するか、あるいはどの証券会社に証券取引口座を開設するかを自由に選べるように)基本的に自由に選べます。

どの DP を選んでも、demat account の機能に差はありませんが、口座開設費や口座維持費等のサービス内容は DP ごとに異なるため、その点も考慮して DP を選択することになるかと思われます。

なお、インドには証券決済機構(日本の証券保管振替機構に相当する機関です。)が National Securities Depository Limited(NSDL)と Central Depository Services Limited(CDSL)の 2 種類あり、各 DP ごとに、どちらの証券決済機構に加入しているかが異なります。

NSDL と CDSL との間には互換性があり、たとえば株式の売主が NSDL に参加している DP に demat account を開設しており、一方で株式の買主が CDSL に参加している DP に demat account を開設している場合でも、両者間の取引は可能です。ただし、NSDL の DP 同士、あるいは CDSL の DP 同士の取引に比べて株式の移動完了までにやや時間がかかるため、たとえばインドでの買収のために demat account を開設する場合、売主が demat account を保有している DP と証券決済機構を合わせることで、早期の株式移動完了が可能とするよう手配するということがあります。

3. demat account の開設手続

日本企業がインドの DP に demat account を開設するためには、まずインドの税務基本番号(Permanent Account Number)を取得する必要があります。

その上で、DP に対し、同 DP が demat account 開設に必要とする情報や書類を提出する必要があります(必要な情報や書類は、各 DP ごとにやや異なります。)

近時、インドでは、反マネーロンダリング規制等の観点から本人確認手続(KYC)が非常に厳格化されており、DP から要求される本人確認のための情報や書類も相当な分量になっています。特にインド非居住者である日本企業については、提出する書類をアポストイーユ付きで公証認証しなければならないなど、多くの手間がかかります。

そのため、2023 年 12 月現在、日本企業(あるいはインド国外の日系企業)が demat account を開設する場合、少なくとも開設完了までに 2、3 か月程度の期間がかかる前提で、早めに手続を進めておくことが推奨されます。

IV. 終わりに

非公開会社は、日本における閉鎖会社に相当し、インドにおける企業活動においてもっとも広く利用されている事業体です(インドの会社の 90%超は非公開会社であると言われています。)。日系企業のインドにおける子会社、関連会社も、その多くが非公開会社であり、本改正の影響は、インド企業は勿論、日本企業についても広範に及ぶものと思われま

す。また、M&A の文脈においては、インド企業に投資をしようとする日系企業で、まだ電子化された有価証券を保有するための demat account を開設していない企業は、遅くとも対応期限後は、M&A 取引の実施前に、demat account を開設する必要があります。

上述の通り、demat account を開設するには税務基本番号(Permanent Account Number)を取得する必要があります。また、本人確認手続の観点から DP に対して相当の量の情報及び書類を提出しなければならないため、そのためのタイムライン、コストにも配慮する必要があります。

必要とされる情報及び書類の量、アポストイーユ付き公証の必要性等などから、手続に慣れていない日系企業が独力で demat account の開設を進めることは相当の困難が生じることもあります。早期に demat account を開設したい場合には、専門家の助言を得ることも検討すべきでしょう。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 琴浦 諒(ryo.kotoura@amt-law.com)
弁護士 大河内 亮(ryo.okochi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com